

令和元年第2回定例会

経済建設常任委員会会議録
(令和元年6月4日)

栄町議会

経 済 建 設 常 任 委 員 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年6月4日(火曜日)午前11時45分開会

事 件 (1) 付託議案の審査

議案第15号 栄町森林環境譲与税基金条例

出席委員 (7名)

委員長	大野徹夫君	副委員長	橋本浩君
委員	金島秀夫君	委員	大野信正君
委員	高萩初枝君	委員	野田泰博君
委員	松島一夫君		

欠席委員 (1名)

委員 新井茂美君

欠席委員外議員 (1名)

議長 大野博君

説明のため出席した者

総務課長 古川正彦君 産業課長 奥野陽一君

出席議会事務局

事務局長 野平薫君 書記 藤江直樹君

◎ 開 会

○委員長（大野徹夫君） ただいまから、経済建設常任委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大野徹夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 15 号、栄町森林環境譲与税基金条例であります。議案第 15 号を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 15 号については、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（大野徹夫君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることと決定いたしました。

〔説明員着席〕

○委員長（大野徹夫君） 古川総務課長、奥野産業課長におかれましては、ご出席いただきありがとうございます。

すでに、本会議において提案理由の説明は頂いておりますが、補足説明があればお願い致します。奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） それでは議案第 15 号の議案書をご覧いただきたいと思っております。多少、補足説明をさせていただきます。

議案書の 2 枚目の基金条例案につきましては、先ほど提案理由と内容の説明をさせていただきました。3 枚目の概要資料をご覧いただきたいと思っております。概要資料の 3 番に、譲与税はどのような事業に活用できるのかということで、提案理由の中でも若干、ふれさせていただきましたが、これにつきましては法律で使える事業が決まっております。（1）といたしましては森林の整備、（2）といたしまして森林の整備を行うべき人材の育成及び確保、（3）といたしまして森林の有する広域的機能に関する普及啓発、（4）として、木材利用の促進というようなことになっております。

次に、森林環境税の徴収ですが、最後のページのグラフをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、このグラフ、縦の棒グラフになっておりますが、この中に書いてある数字が国の毎年度の予算額ということになります。今年度、令和元年が 200 億円、その後、徐々に増額されまして、令和 7 年度からは 600 億円を見込んでいるというようなことになっております。森林贈与税につきましては、令和 6 年から、国税として個人住民税均等割を払っている方々、

全員から、1人年間1,000円ずつ徴収されます。それまでは、国の譲与税特別会計というところから借り入れて運用するというようなことだそうです。令和6年度から個人徴収が始まりまして、令和7年度から令和14年度まで特別会計に借りた分を返還するというようなことで、その返還部分がこの二重の四角になってます200であるとか100とか、こうやって徐々に返還していくというようなことだそうです。

元の概要資料に戻っていただきまして、5番のほうに表があります。各市町村への配分の根拠でございます。まず、各市町村の私有林人工林の面積割が10分の5、林業従事者割が10分の2、人口按分が10の3ということで全国の市町村のほうに配分されます。私有林であるとか林業従事者のいない市町村についても人口按分だけで配分されるということでございます。ちなみに、今年度、栄町への譲与額は120万3,000円ということで、今回の補正予算に計上させていただいております。

簡単ですが、以上でございます

○委員長（大野徹夫君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。松島委員。

○委員（松島一夫君） まず、森林というのは、どういうふうに定義されるんですか。一問一答でよろしゅうございますか。

○委員長（大野徹夫君） はい。奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） 森林というのは、主に経済林というものと環境林というものに大きく分けられておりまして、経済林というのは木材の生産性があるって、生産性の高い森林をいいます。木材生産機能の発揮のための施策を実施するというところでございまして、もう一つが環境林と言いまして、効率的な木材生産が見込めない森林です、いわゆる管理されていて伐採したり何かして売ったり何かしない、それ以外の森林を環境林ということで、大きく2つに分かれております。それを森林というような定義でございます。

もう一つ、里山林というのがあるんですが、これは経済林と環境林の中で市街地であるとか集落に近いところの生活環境の保全とか、町民との関わりが大きく、特に管理していこうというその必要性が高い森林のことを里山林ということで、大きく3つに分かれて、それを「森林」というような定義になっております。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 里山林というのが森林に入るということで、風土記の丘、あの周辺に白鳳の道とか、いわゆる里山の中の道路がありますが、ああいったものの整備にも、これは譲与税は活用可能なんですかね。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） この税は、基本的に私有林なんですね。ですから、多分、里山

のところは私有林でございますので、その一体的な整備には使えます。ただし、散策するための道路だけの整備であるとかというのは、森林整備には当たらないだろうという見解があります。ですから、その道路を整備して周りも一体的に森林を整備するというのであれば使えるというような問答がございました。

以上です。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 道路だけは駄目、その周りも一体的に、っていうんですけど、例えば周りというものの範囲がございますね。幅2メートルの道路があって、それを一体的にその森林も整備するということは、その道路に付帯するところの幅1メートルなのか、それとも広場みたいにしなきゃいけないのか、また、そもそも整備とは一体、何を指すのかというのと、その辺はどうなんですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） その辺については、明確な規定は今のところされておらず、この森林譲与税の用途については公表することになってます、一般のかたに、ホームページであるとか。その時に、森林整備にこのお金を使ったなというご理解をいただけるように使いなさいよというものがございますので、1メートルなのか2メートルなのかという規定は、今のところ特には、問答集にもございません。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） ということは、こういうふうに使いましたと公表して、要は町民の理解があればいいと。極論を言えば会計検査院みたいなものの検査があるのか、それとも町民さえ、これは森林に使ったというふうに思えばいいのか。それでどうなんですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） その辺は、慎重に支出をしてくださいというようなことはあるんですが、会計検査がどうのこうのということは今のところまだ、通知には入っておりません。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） もう1点。この木材の利用の促進ということですが、どのような事業に活用できるかの4番目に、木材の利用の促進。例えばバス停にベンチを置くと、これは木材使って作ると。これ可能ですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） 公共的な場所ですので、可能であると考えます。ただし、木材だけのベンチなのか、金具を使ったベンチなのか。木材部分だけですよというようなQ&Aのあれはございました。充てられるのは。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） いいです、ありがとうございます。

○委員長（大野徹夫君） 大野委員。

○委員（大野信正君） 里山の関係で、例えば大芝土手とか色々な、さくらの会が色々、道路沿いにある桜の木の整備をずっとボランティアでやってるんですけど、そういうものは対象になるのでしょうか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） 多分、おっしゃられている桜のところは土手のところに植わっているものですね。多分、あそこは私有地ではなくて県の土地であったり町の土地であったりだと思います。これは使えるのは基本的には「私有地の森林」なんです。そこを「森林」と解釈できるかどうかというところがあると思います。多分、その枝打ちとかについては難しいと考えます。

以上です。

○委員長（大野徹夫君） 他に質疑ございませんか。高萩委員。

○委員（高萩初枝君） 一つだけうかがいます。国のほうから森林環境譲与税が交付されるということを受けまして、どのような事業に活用できるかが書いてあるんですけども、これを栄町がこの財源を活用して、具体的には計画など作ってこの事業を推進するようになるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） 特にこの基金を使って何をやるという計画を策定する見込みはありません。先ほど言いましたとおり、用途が大きく4つにわかれています。栄町とすればやはり生産性のある森林というのは、ほとんど無いわけです。ですから、無いので人材の確保と言ってもなかなか難しいということで、やはり木材の利用のほうに充てるしかないかなということで今、思ってます。公共施設を直すときに壁を木材にするとか、木材の遊具を買って子どもの施設にするとか、そういうことは今のところ、そのぐらいですね、考えられるのは。

以上です。

○委員長（大野徹夫君） 高萩委員、よろしいですか。橋本委員。

○副委員長（橋本 浩君） 私有林の整備っていうところで、先ほど奥野課長もおっしゃられてたように、多分、少し荒れたような山林ですとか、そういったところが栄町には何か所も見受けられるところがあると思うんですけど、例えばそういうものを整備していくってなったときに、私有林じゃないですか。持ち主がいらっちゃって、できれば逆にやってほしいところはいっぱいあるでしょうし、その辺の公平性というか。結局、自分の費用じゃなくて整備できちゃうわけだと、やってもらったほうはありがたいとかっていうことになってくると思うんですけど、その辺の公平性はどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） その辺、まだ明確ではないんですが、例えば荒れてしまって周

りに迷惑がかかるであるとか、雨降って危ないところであるとか、そういうところについては、町のほうで整備することは可能ではないかと思うんですが、個人の普通のものについては、個人がやりたいよということであれば、その辺は決まりとかを作るしかないと思うんですが、使えないことはないと思うんです。下草刈りであるとか、綺麗にして生産性を持つような森林にしたいとか、植林したいとか、そういう事業についてはこれを使うことも検討していかなければいけないと。まだ今のところはその程度なんです。

○委員長（大野徹夫君） 橋本委員、よろしいですか。他に質疑はございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 森林の定義みたいな質問になると思うんですけども、森林というのは竹山も入るんですか。竹林も入るんですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） すいません、ちょっとその辺、明確なお答えできないんですけど、こう見渡すと木の中に林の中に竹が入っているのは、もちろん森林の一つに入ると思うんですが、それまではまだ、申し訳ありません、調査してないんですが。おそらく入ると思います。

○委員長（大野徹夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） この町はけっこう竹林が多いんですね。だから竹林と森林と、どう区分けするのかなというのと、もう一つは、先ほど松島委員からも出ましたけども、風土記の丘というのは県の持ち物で、私有地じゃないんだよね。それで、あそこに樹幹注入をやって松くい虫を防ぐということが、今から26年、27年前に決まって、それまではヘリコプター散布でやってたんですね。あそこのゴルフ場はそういう薬を一切、使っちゃいけないという名目であのゴルフ場が開発されて出たんですけども、新聞で一度、騒がれたんですけども、あそこの倉庫から農薬がたくさん大量に見付かったという新聞沙汰になったことがあるんですね。それで叩かれたことがあるんですけども、風土記の丘にほとんど隣接してるゴルフ場では農薬を使って、風土記の丘は農薬使って樹幹注入やって、ああ、樹幹注入じゃなかったんです、あのときヘリコプター散布やってたんですよ。それを質問したことを今、思い出したんですけども。ヘリコプター散布を止めて樹幹注入になったという経緯があります。そうすると、さっき白鳳の道とかなんとかいうのも県の施設の中を歩いて行く私有林になるんですが、そこら辺の森林と竹林と私有林とそうでないものっていうのは、区別したマップなんてきちんとできるんですか、栄町において。栄町、町の45ヘクタールが私有林人工林面積ってありますけども、これは分けることができてるようなマップっていうの作れるんですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） 町の森林の台帳のようなものがございまして、それが県の森林クラウドというシステムといいますか、そういうのがあるんですね。そこで森林台帳が整備さ

れておりますので、その辺である程度の面積とかそういうのは出せると思いますし、今回のこの積算に使いました面積、これについては農林業構造統計というところの面積を使っておりますので、ある程度、区別はできると考えております。

○委員長（大野徹夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） それで区別はできるんですけども、そういうマップというのがもしあったら、一度、用意してもらいたいですよね。私有林のマップ。どこの私有林が全部で45ヘクタールあるのかなという。それは竹林が入っているのかなという。県にあるんだつたらば、そういうのを県に言えば、すぐ出てくると思うんですけど。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） ちょっとその辺については調べさせていただきたいと思います。

○委員長（大野徹夫君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 非常に興味あるところですね。以上です。

○委員長（大野徹夫君） 他に質疑ございませんか。金島委員。

○委員（金島秀夫君） 令和元年から令和5年までは特別借入金として行政がいろんな形でやってると。令和6年から均等に1人1,000円ということを書いてましたね。さっきそういう話じゃなかったですか。これは、全ての人に1,000円ずつ取るわけですか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） 先ほど申し上げましたとおり、個人住民税の均等割を払っているかただけです。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 均等割を払ってる人だけ。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） はい、上乘せで1,000円取られるということです。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） このあれからしますと、かつて二酸化炭素の環境税を、という話があったんです、10年ぐらい前に。環境税の問題で。今、それは全く無くなったんですか。それとも、これはまた出てくるんですかね、環境税なんていうの。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

○産業課長（奥野陽一君） すいません、もう一度。10年前の。

○委員長（大野徹夫君） 金島委員。

○委員（金島秀夫君） 10年ぐらいに、二酸化炭素をあれするためにそれが出てきてたんですよ。それが立ち消えになっちゃってるわけですよね。そんな話は聞いたことありませんか。

○委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。

- 産業課長（奥野陽一君） すいません、そこまでは資料を持ってないので。
- 委員長（大野徹夫君） 金島委員。
- 委員（金島秀夫君） わかりました。
- 委員長（大野徹夫君） 他に質疑ありませんか。松島委員。
- 委員（松島一夫君） この資料の一番最後なんですけど、令和6年度を初年度として財源300億円と出てるんですけども、令和6年度から令和7年度にいきなり倍増で600億円出てくるんですけども、この倍増というのはどういうことなんですか。
- 委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。
- 産業課長（奥野陽一君） 計算式によりますと、1人1,000円と最初、申し上げましたですね。全国で600万人に課税されるだろうという積算で600億円というようにことだそうです。それで600億円ということになっているということで、この譲与税に充てる金額です。これが600億円が続くという。若干のあれはあるんでしょうけれど。そのようです。
- 委員長（大野徹夫君） 松島委員。
- 委員（松島一夫君） それで、なぜ初年度が300億円なんだと。
- 委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。
- 産業課長（奥野陽一君） 令和6年に課税が開始されます。市町村や県を通じて国にお金が行きます。使うのが令和7年からということだと私、理解してるんですが。令和6年については、そのうち300億円は使うということですね、これだと。
- 委員長（大野徹夫君） 松島委員。
- 委員（松島一夫君） この令和（平成と言っているが…）元年度スタートが200億円で、令和15年には600億円になってくるわけね、借金返して。とすると、栄町に入ってくる譲与税も単純に、この人数とか数値の根拠が変わらないとすると、つまり人口だとか林の面積、林業従事者数、変わらないと仮定すると譲与税も3倍に膨れ上がってくるというふうに理解してよろしいんですか。
- 委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。
- 産業課長（奥野陽一君） あくまで今の試算なんですけど、令和元年度から令和3年度まではこれで、今の金額でいくと。令和4年度から令和6年度が少し上がって、約170万円ぐらいになるそうです。令和7年度から令和10年度になると約250万円、段階的にいきますけど令和11年度から令和14年度だと310万円ぐらいです。最終的に令和15年度以降で約380万円ぐらいになるというような計算がきてます。
- 委員長（大野徹夫君） 松島委員。
- 委員（松島一夫君） 単純にこの割合で上がっていくってこと。
- 委員長（大野徹夫君） 奥野産業課長。
- 産業課長（奥野陽一君） だいたい、そうですかね。

○委員長（大野徹夫君） 松島委員、よろしいですか。

○委員（松島一夫君） よろしゅうございます。

○委員長（大野徹夫君） 他に質疑ないようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第15号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をお聞きします。討論、意見ございませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長（大野徹夫君） 討論、意見なしということで、これにて各委員からの意見、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成のかたは、挙手願います。

[挙手多数]

○委員長（大野徹夫君） 挙手多数。よって、議案第15号、栄町森林環境譲与税基金条例は、原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

以上で経済建設常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

◎ 閉 会

○委員長（大野徹夫君） 本日の会議を閉じます。

以上をもって、経済建設常任委員会を閉会といたします。

午後12時10分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和元年8月27日

経済建設常任委員会
委員長 大野 徹夫